

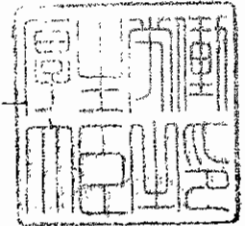
厚生労働省発食安第 0203003 号

平成 21 年 2 月 3 日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要一



食品健康影響評価について意見を求めたことの下取り下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成18年8月29日付け厚生労働省発食安第0829001号をもって貴職に意見を求めたところですが、要請者から添加物の指定要請を取り下げる旨の申し出があったことから、貴職に意見を求めたことについて取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

ウッドロジングリセリンエステル

